

Tialink 契約約款

この Tialink 契約約款（以下「本約款」といいます。）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）が『Tialink』の名称で提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）のすべてのプランにおいて適用されます。

第 1 章 総則

第 1 条（本サービスの提供等）

1. 当社は、本約款に基づき、本サービスを次項第 1 号に定める契約者に提供します。
2. 本約款において使用される用語の定義は以下の各号のとおりです。
 - (1) 契約者
本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
 - (2) 利用契約
本約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約
 - (3) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (4) 本サービス用設備等
本サービスを提供するために当社と提携する電気通信事業者の設置する電気通信設備、機器、ソフトウェア及び当社が当社以外の電気通信事業者等より借り受ける電気通信回線
 - (5) サービス提供開始日
当社が書面又は電子メールなどの方法で契約者へ通知する開通案内に記載した開通日
 - (6) 課金開始日
 - ・ Tialink 通常プランの場合
契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日
ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期日の翌月 1 日
 - ・ Tialink 固定 IP プラン又は Tialink IPoE プランの場合
サービス提供開始日の翌月 1 日（ただし、当社の裁量で、契約者へのサービスとして、利用料金の課金を開始する日を繰り下げることがあります。）
 - (7) アカウント ID
パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
 - (8) パスワード
アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
 - (9) ADSL 回線
ADSL（エーディーエスエル、Asymmetric Digital Subscriber Line：非対称デジタル加入者線）は、ツイストペアケーブル通信線路（一般のアナログ電話回線）を使用する、上り（アップリンク）と下り（ダウンリンク）の速度が非対称（Asymmetric）な、高速デジタル有線通信回線
 - (10) 光回線
光ファイバーによる伝送方式を用いた回線
 - (11) 契約者回線
本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線（光回線又はADSL回線を指します。）
3. 当社が契約者に対して発する第 2 条（通知）に規定する通知は、本約款の一部を構成します。
4. 当社が、本約款の他に諸規約を別に定めることができ、その諸規約は、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成します。

5. 契約者が本サービスを利用するには、本約款の他、電気通信事業法第 9 条に定める登録を受けた電気通信事業者（以下「登録電気通信事業者」といいます。）の契約約款、利用規則、利用条件等に同意します。

第 2 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、書面、電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載など、適法かつ、当社が適当と判断する方法で行います。
2. 契約者は、以下の各号のいずれかの契約者の情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 電子メールアドレス
 - (4) 電話番号
3. 当社が、契約者の情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 契約者が第 2 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第 3 条（本約款の変更）

1. 当社は、1 カ月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができます。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款を変更することができます。
2. 契約者が本約款の変更に同意できないときは、改訂日までに当社に申し出ること、利用契約を将来に向かって、解除することができます。
3. 契約者が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなします。

第 2 章 利用契約の締結等

第 4 条（利用契約の単位）

利用契約は、アカウント ID ごとに締結されます。

第 5 条（利用の申し込み）

1. 利用契約の申し込みをする者（以下「申込者」といいます。）は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により利用契約を申し込みます。
2. 申込者が、光回線又は ADSL 回線に加入していること、又は、利用契約の申し込みと同時に、これらのうち一つ以上に加入することが利用契約の申し込みの前提条件となります。

第 6 条（承諾）

1. 当社は、契約審査の結果、申込者による利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
2. 当社が、申込者からの申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が通知及びアカウント ID 及びパスワードを送付又は申込者に発信したことをもって、利用契約の申込の承諾の意思表示とみなし、利用契約が成立します。
3. 当社は、契約成立後の契約書面を電子メール等の電磁的な方法で交付します。
4. 契約者は、契約者回線が利用できなくなったときは、本サービスが利用できなくなるについて、あらかじめ承諾します。

第 7 条（契約者の登録情報等の変更）

1. 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いる預金口座等の支払手段の変更、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な限り事前に、

不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行います。

2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択します。
3. 契約者が本条第 1 項の届出をしなかったことで通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

第 8 条（利用契約の変更）

契約者が利用する本サービスの種類を変更するときは、当社所定の手続を行います。

第 9 条（利用契約の期間）

利用契約の有効期間は本サービスの開通日から1 カ月を経過する日までとします。契約者及び当社のいずれからも利用契約の解約又は条項改定を申し出ない場合は、利用契約は自動的にさらに1 カ月間同一条件で更新され、以降も同様とします。

第 10 条（契約者からの解約）

1. 本サービスの契約者が利用契約を解約するときは、解約届を当社に提出します。
2. 利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。

第 11 条（初期契約解除制度）

1. 本サービスは、電気通信事業法の第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の対象役務です。ただし、利用契約が電気通信事業法に定める法人契約の場合は、初期契約解除制度の適用対象外となります。
2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象の契約者（以下「対象契約者」といいます。）は、契約書面の受領日から起算して 8 日以内に、書面により申し出ること、利用契約を解除することができます。

初期契約解除書面の例

: https://www.startia.co.jp/documents/agreement/kaijo_dynamic.pdf

3. 万が一、対象契約者が当社より初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社より改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して 8 日以内に、前項の手続きを行うことで、利用契約を解除することができます。
4. 本条に基づく利用契約の解除は、対象契約者が書面で解除通知を当社に発送したときに効力を生じます。
5. 対象契約者が本条に基づき利用契約を解除した場合、対象契約者は、次の各号を当社に支払うものとします。
 - (1) 課金開始日から利用契約の終了日までの日割料金
 - (2) 工事費
 - (3) 事務手数料
6. 対象契約者が本条に基づいて、利用契約を解除した場合であっても、前項に基づく支払いを除き、対象契約者が当社から解約違約金及び損害賠償を請求されることはありません。万が一、当社が解約違約金及び損害賠償金を受領していた場合、それらは対象契約者に返金されます。

第 12 条（当社からの解約）

当社は、契約者に対して 3 カ月以上前に書面にて告知することにより、利用契約を解約することができます。

第 13 条（権利の譲渡制限）

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第 14 条（設備の設置・維持管理）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態にします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービスに接続します。
3. 契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供を受けられないことがあります。

第 3 章 サービス

第 15 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 3 カ月前までに通知します。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、当社は直ちに本サービスを廃止することができます。

第 4 章 利用料金

第 16 条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金（以下「利用料金」といいます。）は、当社が別紙に定めるとおりとします。

第 17 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の終了日までの期間、別紙に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額を当社に支払います。
2. 前項の期間において、第 26 条（利用の制限）の規定に基づく利用の制限があったとき又は第 27 条（サービス提供の中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額を当社に支払います。
3. 本サービスの利用料金の日割計算は行いません。課金開始日の属する月から利用料金が発生します。
4. 第三者による光回線又は ADSL 回線の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金が減額等になることはありません。
5. 本約款に記載されている価格は、すべて税抜です。

第 18 条（初期費用及び工事費の扱い）

当社が第三者の提供する光回線又は ADSL 回線の契約を契約者から取り次ぐ場合、当該回線の契約は契約者と当該第三者との間で締結されるものとし、当社は当該回線の開通調整等を行いません。

第 19 条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払います。
 - (1) 預金口座振替
 - (2) 銀行振込
 - (3) その他当社が定める方法
2. 利用料金の支払方法が預金口座振替の場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌々々月 5 日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日。）に契約者指定の金融機関の口座から引き落とされます。

3. 利用料金の支払方法が銀行振込の場合、契約者は本サービスを利用した月の翌々月末日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日。）までに当社指定の銀行口座に振り込む方法により利用料金を支払います。振込手数料は、契約者の負担とします。
4. 当社は、契約者が当社の関連会社（以下「関連会社」といいます。）の媒介により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務及び受領業務を、当該関連会社に委託することができるものとし、契約者はこれを承諾します。
5. 前項の場合、契約者は、本条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、本サービスの申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払います。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対する本サービスの利用料金の決済は完了します。

第 5 章 契約者の義務等

第 20 条（ユーザ ID 及びパスワード）

1. 契約者は、アカウント ID 及びパスワードを適正に管理するものとし、第三者に開示、漏洩、貸与し、又は第三者と共有することはできません。
2. 契約者が前項の規定に違反したときは、当社は本サービスの契約を解除し、又は本サービスの提供を中止することができます。
3. 契約者は、自己のアカウント ID、パスワード等の管理について責任を負います。なお、当社は、契約者のアカウント ID 及びパスワードが第三者に利用されたこと（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウント ID 及びパスワードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）によって契約者が被る損害については、契約者の故意過失の有無にかかわらず、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意又は過失により、アカウント ID 及びパスワードが第三者に利用された場合は、この限りではありません。

第 21 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条による、契約者による利用又は行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下、本条において同様とします。）とその結果について責任を負います。
2. 契約者は、〔1〕本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、又は〔2〕第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決を行います。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決を行います。
4. 契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、当社は、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。
5. 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「第三者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該第三者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従います。
6. 当社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負いません。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負います。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負います。

第 22 条（禁止事項）

契約者は、本サービスに関連して、次の行為又はそのおそれがある行為を行うことが

できません。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の営業活動、営利を目的とした利用行為及びその準備を目的とした利用行為
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (6) わいせつ（性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません。）、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (12) 公職選挙法に抵触する行為
- (13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (14) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (15) 本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為
- (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐、麻薬取扱等）し、又は第三者に不利益を与える行為
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (20) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載する行為
- (21) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める行為

第6章 当社の義務等

第23条（善良なる管理者）

当社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供します。

第24条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスに障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するとともに、自ら本サービス用設備等を修理又は復旧を行うか、本サービス用設備等を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示します。
2. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができます。

第25条（秘密保持）

1. 当社は、電気通信事業法に従い、契約者の通信の秘密を保護します。
2. 当社は、利用契約の遂行により知り得た契約者に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を、契約者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩しません。

3. 当社は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合理的な安全管理措置を講じます。
4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
 - (1) 自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合
 - (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
 - (3) 当社が NTT などの電気通信事業者、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、利用契約を遂行するために必要な範囲で開示する場合
 - (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者情報を開示請求者に対して開示する場合
5. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守して取り扱います。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 契約者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
6. 本条の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有します。
7. 本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、下記URLの『個人情報保護方針』及び『個人情報の取扱いについて』に従います。
URL:<https://www.startia.co.jp/privacy/>

第 7 章 利用の制限、提供停止及び契約解除

第 26 条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、契約者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、契約者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第 27 条（サービス提供の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 登録電気通信事業者等その他本サービスに関連する電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 契約者が第 29 条（解除）第 1 項又は第 2 項に該当した場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、

前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。

3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、支障が生じた場合には、当社は、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限することがあります。

第 28 条（データ等の削除）

1. 当社は、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、やむを得ない場合は、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、一切の責任を負いません。

第 29 条（解除）

1. 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本項による利用契約の解除は、損害賠償請求を妨げません。
 - (1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき。
 - (3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
 - (6) 解散、会社分割、事業譲渡（全部又は重要な一部の譲渡に限る。）又は合併の決議をしたとき。
 - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
 - (8) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
 - (9) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様又は信用を毀損するおそれがある態様にて本サービスを利用したとき。
 - (10) 第 20 条（ユーザ ID 及びパスワード）に違反したとき。
 - (11) 第 22 条（禁止事項）各号に該当する行為を行ったとき。
 - (12) 第 26 条（利用の制限）第 2 項に該当したとき。
 - (13) 第 31 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）第 1 項に違反したとき。
 - (14) 第 32 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。
 - (15) 契約者が光回線及び ADSL 回線のいずれも未加入となったとき。
 - (16) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (17) 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが本約款に基づき契約解除となった場合
 - (18) その他前各号に準ずる場合
2. 当社は、契約者が前項各号以外の利用契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、利用契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本項による利用契約の解除は損害賠償請求を妨げません。
3. 契約者は、自らが前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する債務を履行します。

第 30 条（遅延損害金）

契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、法定利率の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括

して、当社が指定する方法で指定した日までに支払います。

第 31 条 (カスタマー・ハラスメントの禁止)

1. 契約者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL: https://www.startia.co.jp/customer_harassment/、以下「基本指針」といいます。)に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはなりません。
2. 契約者が前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社は契約者に対する債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 32 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - イ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、利用契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、実質的に経営を支配する者をいう。）、親会社・子会社が前三号のいずれにも該当しないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して利用契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - エ その他前各号に準ずる行為
2. 当社又は契約者の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、利用契約の全部又は一部を解除することができます。
3. 前項の規定により利用契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。
4. 第 2 項の規定により利用契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができません。

第 8 章 損害賠償等

第 33 条 (損害賠償の制限)

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、本約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の利用料金の 30 分の 1 に利用不能の日数（24 時間を 1 日とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします。）を乗じた額（1 円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、〔1〕天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、〔2〕当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、〔3〕逸失利益及び間接損害については、当社は一切の賠償責任を負いません。
2. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供

する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じます。

3. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるとときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第 1 項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。
4. 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、契約者が当社に支払う 1 カ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負いません。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

第 34 条（免責）

1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。
2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するように経済的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

第 35 条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による利用契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をします。

第 36 条（Tialink IPoE プラン特約）

1. 本条は、Tialink IPoE プラン（以下「IPoE プラン」といいます。）を申し込んだ契約者との間の利用契約においてのみ適用されます。
2. IPoE プランは、「Tialink IPoE プラン重要事項説明」において定める当社が指定する構成（以下「指定構成」といいます。）を前提としたサービスです。契約者は、IPoE プランを申し込み後に指定構成を変更した場合、当社がIPoE プランの継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、指定構成以外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の異議を申し立てることはできません。
3. IPoE プランは、その利用にあたり、NTT（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指します。以下同様です。）が提供するアクセス回線の付加サービスであるフレッツ・v6 オプションの申し込みが必要となります。契約者は、当該申し込みにあたり、次の行為を遵守し、あらかじめ同意します。
 - (1) フレッツ・v6 オプションに関する NTT の各種規定を遵守すること。
 - ・ NTT 東日本「IP 通信網サービス契約約款」
URL : <https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>
 - ・ NTT 西日本「IP 通信網サービス契約約款」
URL : <https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>
 - (2) IPoE プランの OEM 元である株式会社朝日ネットが、契約者から NTT に対するフレッツ・v6 オプションの申し込みに係る事実行為を代行すること。契約者は、この代行申し込みについて異議がある場合には、事前に当社に通知します。
 - (3) 別紙 2 「IPoE プラン利用時の個人情報の取扱いについて」に同意すること。

4. 契約者は、IPoE プランとTialink 通常プランの両プランを申し込んだ場合、IPoE プランとTialink 通常プランとで、課金開始日が異なる場合があることについてあらかじめ同意します。
5. 第 10 条（契約者からの解約）第 2 項の定めにかかわらず、IPoE プランの利用契約の解約日は、原則として、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただし、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。

第 9 章 管轄合意等

第 37 条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

第 39 条（協議）

本約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

以上

2016 年 7 月 7 日制定
2020 年 9 月 17 日改訂
2021 年 12 月 22 日改訂
2022 年 9 月 27 日改訂
2023 年 12 月 20 日改訂
2025 年 8 月 15 日改訂

スターティア株式会社

電気通信事業者届出番号：A-29-16266

別紙 1 利用料金

【利用契約の変更・解約の連絡先】

電話	0800-888-4600 受付時間：月曜から金曜まで（祝日その他当社の休業日を除きます。） の午前 9 時から午後 6 時まで
インターネット	https://bizisuke.jp/contact/

【本サービスの利用にかかる料金】 Tialink 通常プラン・Tialink IPoE プラン

プラン名	利用料金（税別）
通常プラン	780 円／月
IPoE プラン	月額費用 : 4,000 円 初期費用 : 3,000 円

Tialink 通常プラン・Tialink IPoE プラン オプション料金

オプション名	利用料金（税別）
Mail 利用	300 円／月
Web スペース利用	300 円／月
スターティア遠隔サポート	500 円／月
スターティアインターネットセキュリティ	500 円／月
スターティアソフト使い放題 Business	1,000 円／月

Tialink 固定 IP プラン

プラン名	利用料金（税別）
固定 IP1	5,000 円／月
固定 IP8	11,000 円／月
固定 IP16	18,000 円／月
契約事務手数料	3,000 円 ※全プラン統一

※ Tialink 固定 IP プランは固定 IP アドレスの割り当てサービスとなり、ドメインネームサーバーの提供など、DNS 関連のHサービスは行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

Tialink 固定 IP クロス専用プラン

プラン名	利用料金（税別）
固定 IP1	月額費用 : 14,700 円 契約事務手数料 : 10,500円
固定 IP 4	月額費用 : 22,000 円 契約事務手数料 : 20,500円

別紙 2 IPoE プラン利用時の個人情報の取扱いについて

当社のIPoE プランを利用される契約者は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。以下、NTT 東日本と NTT 西日本を併せて、「NTT 東西」といいます。）と株式会社朝日ネット（以下「朝日ネット」といいます。）とが、さらに朝日ネットと当社とが、それぞれ以下のとおり契約情報及び申込情報を授受することに同意します。

1. IPoE プランの開通時

IPoE プランの開通にあたり、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。

- (1) 契約者 ID（回線 ID のことをいいます。以下本紙において同様です。CAF もしくは COF で始まる CAF + 半角数字 10 桁、又は COP + 半角数字 8 桁。）
- (2) 契約者氏名（漢字及びカナ）、申込者氏名（漢字及びカナ）
- (3) 契約者又は申込者の連絡先電話番号、設置場所電話番号
- (4) 契約者又は申込者の連絡先 E-mail アドレス
- (5) フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線契約情報との照会結果及び不一致項目
- (6) IPoE プランの提供に必要なフレッツ各種商品の契約の有無（フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線、ひかり電話又はホームゲートウェイ等を指します。）
- (7) 提供条件に照らして不足しているフレッツ各種商品の申し込み及び工事情報（フレッツ光回線及び開通ステータス、宅内工事予定日等を指します。）

2. IPoE プランに係るフレッツ光回線の移転・廃止時

IPoE プランに係るフレッツ回線の異動（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等）があった場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。

- (1) フレッツ光回線の解約等をした年月日及び異動種別
- (2) 契約者 ID

3. IPoE プランのお問い合わせ時

IPoE プランに係るフレッツ光回線のサービス提供状況について、当社から朝日ネットを通じて NTT 東西に問い合わせを行った場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。

- (1) IPoE プラン利用時のフレッツ光回線及びホームゲートウェイの動作状況

以上